

「テック光電話」利用規約

第1条（総則）

1. 本規約は、東芝テックソリューションサービス株式会社（以下「当社」といいます）が東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます）、両社を総称して「NTT」といいます）から卸電気通信役務の提供を受けて契約者に提供する以下の音声利用 IP 通信網サービス（以下「本サービス」といいます）の提供条件などの必要な事項を定めたものです。

音声 IP 約款における規定	サービス名称
第2種サービスのメニュー1-1のもの	テック光電話 ベーシック
第2種サービスのメニュー1-2のもの	テック光電話 オプション+（プラス）
第2種サービスのメニュー2のもの	テック光電話オフィス ベーシック
第2種サービスのメニュー3のもの	テック光電話オフィス オプション+（プラス）

2. 契約者は、本サービスの利用にあたっては、本規約のほか、NTT が定める「IP 通信網サービス契約約款」（以下「IP 約款」といいます）、「音声利用 IP 通信網サービス契約約款」（以下「音声 IP 約款」といいます）、並びに IP 約款に準拠して当社が定める「テック光」利用約款（以下「利用約款」といいます）及び本サービスに関する諸規定について同意するものとします。当社は、契約者がこれらに同意したものとみなし、本サービスを提供するものとします。
3. 音声 IP 約款の記載のうち、第2種サービスに関係しない条項及び、光コラボレーションの卸先事業者に関係しない条項は適用されないものとします。
4. 音声 IP 約款の記載のうち、「当社」を「東芝テックソリューションサービス株式会社」に、「音声利用 IP 通信網サービス」を「テック光電話」と読み替えるものとします。
5. 本規約に定めのない事項については、音声 IP 約款の定めが適用されるものとし、本規約の規定と音声 IP 約款の規定が相違する場合は、原則として、本規約の規定を優先して適用するものとします。
6. 利用約款の規定と音声 IP 約款の規定が相違する場合は、原則として、利用約款の規定を優先して適用するものとします。

第2条（変更）

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合、当社は、変更内容を契約者に所定の方法で通知するものとし、契約者は、変更後の内容に従うものとします。
2. 当社は、前項による本規約の変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第3条（対象回線）

本規約の定めが適用される回線は、本サービスにおいて、当社が利用約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第4条（提供条件等）

1. 当社は、利用約款に規定する「テック光」を利用回線とする場合に限り、本サービスを提供します。
2. 本サービスには、音声 IP 約款 第19条の12（第2種契約に係る利用権の譲渡）の定めが適用されな

いものとしします。

3. 音声 IP 約款 第 57 条（附帯サービス）の利用権に関する事項の証明および支払証明書の発行は提供いたしません。
4. 音声 IP 約款 料金表 第 1 表 料金 第 1 類 第 2 の 1 (3)（複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用）は適用せず、複数の付加機能を同時に利用している場合であっても、それぞれの付加機能の料金額を適用します。
5. 音声 IP 約款 料金表 第 1 表 料金 第 2 類 第 2 の 2-2（付加機能使用料）のうち、複合通信着信課金機能は提供しません。
6. 音声 IP 約款 料金表 第 1 表 料金 第 2 類 第 2 の 1 適用 (9)（選択制による通信料金の月極割引の適用）のうち、通信料別表 1（県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引）、及び通信料別表 3（映像通信に係る通信料金の月極割引）は適用しません。
7. 音声 IP 約款 附則に定める料金及び工事に関する費用に係る割引に関する規定については、そのいずれも適用しないものとしします。（音声 IP 約款が変更されることにより新たに設定又は変更される割引に関する規定も含まれます。）

第 5 条（提供料金）

当社は、第 1 項に規定する音声利用 IP 通信網サービスについては、音声 IP 約款 料金表に定める料金の代えて、次に定める額を適用します。

①第 2 種サービスに係る基本料金

月額

区分		単位	料金額（税別）
メニュー 1 に 係るもの	メニュー 1-1 に 係るもの	1 利用回線ごとに	500 円
	メニュー 1-2 に 係るもの	1 利用回線ごとに	1,500 円 (基本通信料含む)
メニュー 2 に係るもの		1 利用回線ごとに	1,300 円
メニュー 3 に係るもの		1 利用回線ごとに	1,100 円

②第 2 種サービスに係る手続きに関する料金

音声 IP 約款第 19 条の 12 の 2（音声利用 IP 通信網サービスの転用）の規定により転用があったときは、その転用が IP 通信網サービスにおける契約者回線の転用に伴うものであるときを除き、契約者は、以下に規定する転用に関する料金の支払いを要します。

区分	単位	料金額（税別）
転用手続き費	1 契約ごとに	3,000 円

③その他の料金及び工事に関する費用

本条以外の料金及び工事に関する費用については、音声 IP 約款の規定に定めるところによるほか、「テック光電話 料金表」に定めるものとしします。

第 6 条（個人情報等の第三者への開示等）

申込者又は利用者は、利用約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合における個人情報の取扱いに合意するものとしします。

1. 協定事業者（音声 IP 約款 第 3 条 19 欄に規定するものをいいます。ただし、利用者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。）に係る契約を締結しているものに限りません。）から請求があった場合における、利用者の氏名、住所及び通信履歴等の情報の開示。

2. 相互接続通信に係る契約を締結している場合であって、利用者がその相互接続通信を行う場合における、その相互接続通信に係る協定事業者への相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報の開示。
3. 利用者が、契約者回線等から、音声 IP 約款 第 48 条（契約者の氏名の通知等）第 3 項に規定する付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合における、その付加機能を利用するものが指定するメールアドレスへの、通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等、通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容の電子メールによる開示。
4. 利用者が利用回線から電気通信番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合における、その着信先の機関への契約者回線番号、氏名又は名称及び利用回線に係る終端の場所の開示。
5. 利用者の番号情報を番号情報データベース（番号情報を収容するために NTT が設置するデータベース設備をいいます。）に登録している場合における、NTT が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（NTT が別に定める者に限ります。）への番号情報の開示。
6. 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元期間への開示。

第 7 条（端末設備の貸出し）

1. 当社は、本サービスの契約者が希望する場合、NTT が定める「端末設備貸出サービスに係る利用規約」（以下「端末利用規約」といいます）に基づき、以下の端末設備貸出サービスを提供します。

端末利用規約における規定	サービス名称
メニュー 1 に係るもの	テック光電話対応ルータ 無線 LAN カード

2. 端末利用規約の変更等により、利用料金の割引等が新たに設定された場合であっても、本サービスについては、当該割引の対象外とします。
3. 端末利用規約 料金表第 1 表 1（適用）（1）の定めにかかわらず、第 2 種サービスに係るルータ機能付 IP 電話対応装置及び同時通信機能対応型ルータ機能付 IP 電話対応装置の機器利用料を適用します。
4. 利用回線の転用に伴う端末設備貸出サービスの転用に係る料金その他の債務の取扱いは、IP 通信網サービスの場合に準じます。
5. 本規約に定めのない事項については、端末利用規約の定めが適用されるものとします。
6. 乙は、端末設備貸出サービスについては、端末利用規約 料金表に定める利用料金に代えて、「テック光電話 料金表」に定める額を適用します。また、その他の費用については端末利用規約の規定に定めるところによります。

以上

変更履歴：2015 年 10 月 01 日制定

変更履歴：2018 年 03 月 31 日制定

「テック光電話」料金表

サービスの名称	テック光電話 ベーシック/テック光電話 オプション+ (プラス) テック光電話オフィス ベーシック テック光電話オフィス オプション+ (プラス)
サービス提供者	東芝テックソリューションサービス株式会社

料金表【通則】

第1条 (料金の計算方法等)

1. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。
2. 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に本サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始等）があり、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日によりチャンネル数の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第8条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
3. 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第8条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
4. 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

第2条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第3条 (料金等の支払い)

1. 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
2. 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第4条 (料金の一括後払い)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第5条 (消費税相当額の加算)

本規約の定めにより料金表に定める料金および工事に関する費用等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

但し、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

第6条（料金の臨時減免）

当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の定めにかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

第7条（基本料金の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします）について、料金表に定める基本料金の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の定めによるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。
当社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金。
回線収容部の変更、契約者回線等に係る終端の場所の変更、利用回線の変更もしくは移転または本サービスに係る契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により本サービスを利用しなかった場合であって、その設備または契約者回線番号を保留したときを除きます）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金

料金表【料金】

■月額利用料（税抜）

プラン※ ¹	月額利用料（1契約者回線ごと）
テック光電話 ベーシック※ ²	500 円
テック光電話 オプション+（プラス）※ ³ ※ ⁴ ※ ⁵	1,500 円
テック光電話オフィス ベーシック	1,300 円
テック光電話オフィス オプション+（プラス）	1,100 円

※「テック光電話」のご利用には、「テック光」の契約が必要です。

※「テック光」とは東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といい、両社を総称して「NTT」といいます）から卸電気通信役務の提供を受けて契約者に提供する光電気通信網を用いた FTTH アクセス回線提供サービスです。

※¹ テック光電話ご利用開始後にプラン変更した場合は、プラン変更のお申し込みを当社が承諾した日を含む月の翌月から適用開始となります。

※² 高音質電話、テレビ電話、データ接続サービス機能をご利用いただけます。ご利用には別途対応機器が必要です。別途通話料、通信料がかかります。

※³ 月額料金には 480 円（税抜）相当の無料通話料が含まれます。加入電話、INS ネット、ひかり電話および法人向けひかり電話への通話が対象です。（災害募金番組、携帯電話への通話やデータ接続サービスでの通信などは対象外）。月額利用料に含まれる通話料は、音声通話 3分 8円、利用帯域 2.6Mbps までのテレビ電話 3分 15円、利用帯域 2.6Mbps を超えるテレビ電話 3分 100 円で計算し、ご利用開始月の翌月から適用となります。

※⁴ 翌月に使い切らなかった場合、無効となります。料金プランの変更および解約時は、繰り越した通話料分は無効となります。

※⁵ テック光電話オプション+（プラス）には以下の付加サービスが含まれます。

- ・発信者番号通知サービス、番号通知リクエストサービス、通話中着信サービス、転送電話サービス、迷惑電話拒否サービス、着信通知メール

※上記料金表の料金に加え、1 電話番号ごとにユニバーサルサービス料が必要となります。

【ユニバーサルサービス料について】

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ユニバーサルサービス支援機関が定める 1 電話番号あたりの費用（番号単価）と同額であり、ユニバーサルサービス支援機関による番号単価の変更にあわせて見直します。

詳しくは総務省ホームページを参照ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/

■テック光電話対応ルータ月額利用料（税抜）

プラン		月額利用料
1G 対応無線 LAN ルータ（ホームゲートウェイ）		450 円
テック光電話対応ルータ	ファミリータイプ	無料
	マンションタイプ（東日本エリアのみ）	450 円
無線 LAN カード		300 円

※弊社よりレンタル提供した場合の料金です。

※無線 LAN を使用する場合はテック光電話対応ルータに無線 LAN カードを追加することでご利用可能となります。

■付加機能月額利用料（税抜）

ご利用地域毎に、NTT 東日本または NTT 西日本と同額

■国内通話料・通信料（税抜）

ご利用地域毎に、NTT 東日本または NTT 西日本と同額

■電話番号案内料金（税抜）

ご利用地域毎に、NTT 東日本または NTT 西日本と同額

■契約手数料（税抜）

区分	単位	料金
新規	1 契約者回線ごと	無料
転用 ^{※1}	1 契約者回線ごと	3,000 円

※1 テック光電話を単独で転用した場合の料金です。テック光と同時に転用した場合はテック光の転用契約手数料 3,000 円（税抜）のみとなります。

■工事費（税抜）

ご利用地域毎に、NTT 東日本または NTT 西日本と同額

■変更工事料（税抜）

ご利用地域毎に、NTT 東日本または NTT 西日本と同額

■利用の一時中断に関する工事費（税抜）

ご利用地域毎に、NTT 東日本または NTT 西日本と同額

■国際通話料一覧

ご利用地域毎に、NTT 東日本または NTT 西日本と同額

■固定電話から IP 電話（050）への通話料金

ご利用地域毎に、NTT 東日本または NTT 西日本と同額

【金額表示について】

サービス毎の消費税抜きの総額を表示しておりますが、複数のサービスをご契約のお客さまにおかれましては、お手元で計算された額と実際の請求額が異なる場合がございます。なお、価格は税率の引上げに応じて変更されます。

【商標について】

・本資料に記載されているサービス名等は、各社の商標または登録商標です。

変更履歴：2015 年 10 月 01 日制定

変更履歴：2016 年 05 月 19 日改訂

変更履歴：2016 年 07 月 01 日改訂

変更履歴：2017 年 01 月 10 日改訂

変更履歴：2017 年 07 月 01 日改訂

変更履歴：2017 年 12 月 12 日改定

変更履歴：2018年03月31日改定